

- [REDACTED]
1. 免許不要の無線LANは、「迷惑をかけない」、「保護受けない」ということで電波利用料不要ということですが、電波を利用していることには変わりません。後に述べる「原則」に照らし不自然かなと思います。
 2. 無線LANや免許不要局の利点は、システム、製品の開発計画、事業計画を事業者が自分のペースで立案し進められるところにあると思います。「電波利用料」を払わなくてよいということより、手続き、許可待ちが不要で、事業計画を自律的に立てられるというメリットが大きいと推察します。さらに周波数が決まっていることも大きな利点だと思います。
 3. 免許取得作業・過程がなければ、優れた技術・サービスの開発に早く成功したところは、他社よりリードタイムがとれるので有利さは確保できると思います。免許取得過程がない他のシステム開発や製品開発と同じような条件だと思います。
 4. 免許で保護される電波より利用料が安くするのが合理的だとは思いますが。
 5. 電波利用料は基本的に一律が妥当ではないかと考えています。省庁、自治体も利用するなら払うのが適当のように思います。NTTの全国一律料金というのに不合理性を感じてきたものですから。コストのかかるところの人へのミニマムアクセスの保証は一企業(電電公社ではなくNTT)がやるのではなく、社会保障のような形で別予算で対応すべきではないかと。
 - 5A. 電波利用料は現在でも電波監視、無線局データベース、技術試験事務に外、国家的施策である地上波デジタルのために必要な「アナアナ変換」などに有効に活用されているが、今後電波資源拡大のための研究開発や世界的な事業競争に向けた研究開発などへの投資が一層有効になると思われます。利用料として納めたものは研究開発を通してまた利用者に還元されることになります。
 6. 電波利用料の原則は、ある電力密度以上で、占有する電波の
 - ・周波数帯域幅
 - ・空間の広さ(人口密度も考慮することが必要)
 - ・時間の観点から決めべきではないかと考えます。帯域が広いものは高く、占有面積の広いものも高く、24時間占有しているものは、たまに電波を出すものより高い。
 7. 但し免許不要局は使用者の管理はなしなので、年毎いくらと徴収することは困難ですので、製品につき価格の0.1%とかの製品転嫁の1回限りが妥当かなと思います。
 8. 6.の空間占有、時間占有の明確な定量化は困難かもしれませんが、人体防護指針で「SAR」のように、初期には「実験室に限られる測定法」と思っていたのが規格になったことを考えると、万人が納得しやすい原則がよいのではないかと思いました。衛星は一気に広い空間を占有し、セルラーは狭い、無線LANはさらに狭く、電子レンジは正常であれば箱の中に限定される占有空間ということになります。
- =====